株式交換につき株券等提出公告

当社は、三好興産株式会社（大阪市北区曽根崎新地一丁目二番九号）を完全親会社とする株式交換をすることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十一年八月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十一年六月三十日

大阪市北区曽根崎新地一丁目二番九号

株式会社カーディナル

代表取締役　三好　三郎

株式交換につき株券等提出公告

当社は、三好興産株式会社（大阪市北区曽根崎新地一丁目二番九号）を完全親会社とする株式交換をすることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十一年八月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十一年六月三十日

大阪市北区曽根崎新地一丁目二番九号

株式会社青冥

代表取締役　三好　三郎

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者であるルーカス・オリバーフロストが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十一年六月三十日

東京都港区虎ノ門四丁目三番一号城山トラストタワー一五階東京赤坂法律事務所内

Situs Realty Services Asia, LLC

日本における代表者

ルーカス・オリバーフロスト

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者であるルーカス・オリバーフロストが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十一年六月三十日

東京都港区虎ノ門四丁目三番一号城山トラストタワー一五階東京赤坂法律事務所内

Situs Realty Services Asia, LLC

日本における代表者

ルーカス・オリバーフロスト

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者であるルーカス・オリバーフロストが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十一年六月三十日

東京都港区虎ノ門四丁目三番一号城山トラストタワー一五階東京赤坂法律事務所内

Situs Realty Services Asia, LLC

日本における代表者

ルーカス・オリバーフロスト

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者であるルーカス・オリバーフロストが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十一年六月三十日

東京都港区虎ノ門四丁目三番一号城山トラストタワー一五階東京赤坂法律事務所内

Situs Realty Services Asia, LLC

日本における代表者

ルーカス・オリバーフロスト

限定承認公告

本籍広島県山県郡豊平町戸谷一七三番地の二、最後の住所大阪府高槻市南総持寺町七番一五―四〇一　被相続人　亡　齋藤　盛夫

右被相続人は平成十五年八月十三日死亡し、その相続人は平成二十一年六月十六日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年六月三十日

東京都小平市学園西町一―一七―一〇〇三号

相続財産管理人　小田　光作

限定承認公告

本籍神奈川県秦野市萩が丘八番、最後の住所神奈川県秦野市萩が丘八番三三号

被相続人　亡　中津川　悟

右被相続人は平成二十一年一月二十六日死亡しその相続人は平成二十一年六月十六日横浜家庭裁判所小田原支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年六月三十日

神奈川県海老名市中央二丁目八番四一号

東横ビル三階　海老名総合法律事務所

相続財産管理人中津川初実

代理人弁護士　櫛笥　正晴

限定承認公告

本籍新潟県上越市板倉区針五〇三番地第一、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　武藤みつ子

右被相続人は平成二十一年一月十日死亡し、その相続人は平成二十一年六月十八日新潟家庭裁判所高田支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年六月三十日

新潟県上越市板倉区針五〇三番地第一

相続財産管理人　武藤　範穂

自己株式取得事項の通知公告

当社は、平成二十一年六月二十三日開催の取締役会において、自己株式の取得について、左記のとおり決議致しましたので公告します。

記

一、取得する株式の数　二〇、〇〇〇株

二、株式一株を取得するのと引換えに交付する金銭等の総額　金五〇円

三、株式を取得するのと引換えに交付する金銭等の総額　金一、〇〇〇、〇〇〇円

四、株式の譲渡しの申込みの期日

平成二十一年八月三十一日

平成二十一年六月三十日

静岡県富士市上横割一〇番地

大興製紙株式会社

代表取締役　横田　伸洋

新株券発行につき株券提出公告

当社は平成二十一年五月二十五日開催の取締役会において、一株の金額の記載のある株券を無効として新たな株券を発行することを決議しましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十一年八月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十一年六月三十日

大阪市中央区難波千日前三番一五号

大成土地株式会社

代表取締役　吉本　公一

金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十一年七月三十一日をもって金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十一年六月三十日

東京都千代田区丸の内一丁目五番一号

シティグループ・グローバル・インベストメンツ・ジャパン株式会社

代表取締役　吉田　琢磨

一般社団法人への移行による債権者保護公告

当法人は、平成二十一年六月十八日の総社員の同意により、名称を一般社団法人景観創造研究会に変更して通常の一般社団法人へ移行することにいたしました。

この名称変更につき異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十一年六月三十日

東京都西東京市芝久保町四―一六―一九

無限責任中間法人景観創造研究会

代表社員　横山　能史

一般社団法人への移行による債権者保護公告

当法人は、平成二十一年六月二十三日の総社員の同意により、名称を一般社団法人全国人権擁護会に変更して通常の一般社団法人へ移行することにいたしました。

この名称変更につき異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十一年六月三十日

京都市南区東九条柳下町六七―一

無限責任中間法人全国人権擁護会

代表社員　田村　幸男

出資一口の金額の減少公告

当組合は、平成二十一年六月二十一日開催の第四回総代会において、出資一口の金額を五千円から一千円に減少することを決議しました。

この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当組合の直近の財産目録及び貸借対照表は当組合事務所に備え置いてあります。

以上、消費生活協同組合法第四十九条第三項の規定により公告します。

平成二十一年六月三十日

埼玉県さいたま市岩槻区本町一丁目五番三三号

生活協同組合・さいたま高齢協

代表理事　増田アツミ

訂正公告

平成二十一年六月二十二日（号外第一三〇号）掲載の解散公告中、清算人「辻　淳一郎」とあるは「辻　郁子」の誤りにつき訂正いたします。

平成二十一年六月三十日

東京都新宿区舟町一番地シティータワー四谷四〇四

有限会社辻インターナショナルコンサルティング

清算人　辻　郁子

正　誤

ページ	段	行	誤	正
一三四	一	一七	西暦1925年1月1日生	年月日不詳

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　六月三十日付第一三八号二

八八ページ●同日付政府調達第一一七号一六ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月二、五九六円（本体二、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）